

上越市選挙管理委員会告示 第 95 号

令和7年10月26日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者については、公職選挙法（昭和25 年法律第100 号）第37 条第2 項及び公職選挙法施行令（昭和25 年政令第89 号）第24 条第1項の規定により次のとおり選任者を変更した。

令和 7 年 10 月 20 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

1 期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の変更

別紙のとおり